

公共関与型産業廃棄物最終処分場実施設計業務委託 特記仕様書

【第1章 総則】

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、「公共関与型産業廃棄物最終処分場実施設計業務委託」(以下「本業務」という。)に適用する。

2 本特記仕様書以外の事項については、岩手県県土整備部制定の「設計業務等共通仕様書」(平成28年10月1日)、「地質調査共通仕様書」(平成28年10月1日)に基づき行うものとする。

(委託条件)

第2条 委託条件は、下記のとおりとする。

場所：八幡平市平館地内

最終処分場の種類：産業廃棄物管理型最終処分場

構造形式：オープン型

埋立容量：約610千m³/1期

埋立期間：15年間/1期

埋立面積：約5.1ha/I期、約3.6ha/II期、約5.6ha/III期

最終処分場の期数：3期

(目的)

第3条 本業務は、「八幡平市平館(柵沢)地区最終処分場基本計画・基本設計業務委託」における基本設計結果を踏まえ、公共関与型による産業廃棄物管理型最終処分場の実施設計を行うものである。

(準拠すべき技術基準等)

第4条 本業務の検討は、下記の基準等に準拠して行うものとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令、同施行規則
- (2) 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令
- (3) 環境基本法、同施行令、同施行規則
- (4) 各種環境基準を定める法令、同条例等
- (5) 廃棄物最終処分場性能指針
- (6) 廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領(2010改訂版)
- (7) クローズドシステム処分場技術ハンドブック
- (8) 道路構造令
- (9) 河川法
- (10) 開発指導要綱、林地開発基準等

- (11) 建築基準法、同施行令、同施行規則及び関連告示
- (12) 消防法、同施行令、同施行規則及び関連告示
- (13) その他関係する最新の法令

(履行期間)

第5条 委託期間は、平成31年3月20日までとする。

ただし、第42条に示す成果品については、平成30年3月1日までに提出するものとする。

【第2章 最終処分場実施設計業務】

最終処分場実施設計業務においては、指示が無い限り各種検討や図面作成は3期分行うものとする。

1 計画準備

(施設整備条件の把握)

第6条 実施設計を実施するため、発注者において実施した以下の施設整備条件を把握する。

- (1) 既往報告書（整備基本計画書、基本設計書、地質調査報告書、測量調査報告書等）
- (2) 最終処分場の事業範囲
- (3) 実施中の環境影響評価

(現地踏査)

第7条 実施設計を実施するため、現地踏査を行う。その際、現地の周辺環境に十分な注意を払うこと。

2 実施設計

(埋立地造成)

第8条 基本設計で設定した形状、寸法、規模、構造等の基本的事項に基づき、必要な埋立容量を確保すると共に、関連する施設の構造、形状、寸法等を考慮しつつ切土、盛土計画を行い、工事の発注と施工に必要な設計図書を作成する。検討項目は下記のとおりとする。

- (1) 造成形状の検討
- (2) 安定計算の実施

安定計算は、各期において、埋立地内外、切土・盛土別を実施すること。

- ・断面選定
- ・安定計算条件設定
- ・安定計算の実施

- (3) 実施設計図の作成
 - ・造成計画平面図

- ・造成計画縦断面図
- ・造成計画横断面図
- ・造成計画標準断面図

(法面工)

第9条 基本設計で設定した基本的事項に基づき、植生などの法面保護における実施設計を行い、工事の発注と施工に必要な設計図書を作成する。検討項目は下記のとおりとする。

- (1) 法面保護工の検討
- (2) 実施設計図面の作成
 - ・平面図
 - ・一般構造図
 - ・標準断面図

(貯留構造物)

第10条 基本設計で設定した堰堤の種類、形式、基礎形式、構造、規模、規格等の基本的事項に基づき、貯留構造物の本体、基礎及び関連する施設の構造、形状、寸法等を詳細に定める実施設計を行い、工事の発注と施工に必要な設計図書を作成する。検討項目は下記のとおりとする。

- (1) 配置と高さの検討
- (2) 安定計算の実施

安定計算は、施設運用状況を勘案し、「第1期(下流貯留堰堤)」「第2期(区画堰堤)」
「第3期(上流区画堰堤)」の計3期毎に実施すること。

 - ・断面選定
 - ・安定計算条件設定
 - ・安定計算の実施
- (3) 基礎形式の検討
- (4) 実施設計図の作成
 - ・一般構造図
 - ・平面図
 - ・横断面図
 - ・標準断面図

(遮水工)

第11条 基本設計で選定した遮水工について、地質調査の結果をもとに、遮水機能、現場での適合性・施工面等について検討を行い、工事の発注と施工に必要な設計図書を作成する。検討項目は下記のとおりとする。

なお、遮水シートの検討及び漏水検知システムの検討に当たっては、性能規定発注を想定

した仕様書の作成を念頭に、必要な機能を整理すること。

- (1) 遮水シートの検討（沈下等に伴う応力計算を含む。）
- (2) シート固定工の検討
- (3) 保護対策工の検討
- (4) 各期接続部の検討
- (5) 漏水検知システムの検討
- (6) 実施設計図の作成
 - ・ 一般構造図
 - ・ 計画平面図
 - ・ 標準断面図
 - ・ 各設備の取合詳細図

（浸出水集排水設備）

第12条 基本設計で設定した敷設範囲、排水断面、水路（管渠）の構造及び規格等の基本的事項に基づき、浸出水集排水設備の実実施設計を行い、工事の発注と施工に必要な設計図書等を作成する。検討項目は下記のとおりとする。

- (1) 構造仕様、形状・寸法、使用材料の検討
- (2) 平面配置と排水断面（流下能力計算を含む）の検討
- (3) 各期接続部の検討
- (4) 構造計算の実施
- (5) 実施設計図面の作成
 - ・ 一般構造図
 - ・ 敷設平面図
 - ・ 標準断面図
 - ・ 取合部構造図

（浸出水処理施設）

第13条 浸出水処理施設とは、浸出水調整設備及び浸出水処理設備で構成するものとする。基本設計で設定した浸出水調整設備の基本構造等や浸出水処理設備における原水水質、設計基準値、基本処理フロー等の基本的事項に基づき、性能規定発注を想定した仕様書の作成を念頭に、必要な機能を整理すること。検討項目は下記のとおりとする。

- (1) 浸出水調整設備容量及び浸出水処理設備規模の検討
- (2) 浸出水調整設備における基本条件の検討（水深、貯留方式、攪拌方法等）
- (3) 浸出水処理設備における各設備の検討
- (4) 性能規定発注を想定した仕様書の作成
- (5) 見積設計図書の依頼・収集・整理・技術比較（依頼は原則として5社以上）
なお、見積設計図書は3期分まとめて依頼すること。

- (6) 浸出水処理設備容量計算の実施
- (7) 性能規定発注を想定した参考図の作成
 - ・ 浸出水調整設備配置平面図
 - ・ 浸出水調整設備一般構造断面図
 - ・ 浸出水処理設備配置平面図
 - ・ 浸出水処理設備配置立面図

(処理水放流設備)

第 14 条 基本設計で設定した放流方法等の基本的事項に基づき、処理水放流設備の実施設計を行い、工事の発注と施工に必要な設計図書等を作成する。検討項目は下記のとおりとする。

- (1) 最大処理放流量の検討
- (2) 自然流下の可能性検討
- (3) 河川放流部の検討
- (4) 実施設計図面の作成
 - ・ 全体平面図
 - ・ 縦断面図
 - ・ 配管詳細図
 - ・ 弁類詳細図
 - ・ 土木図

(地下水集排水設備)

第 15 条 基本設計で設定した敷設範囲、排水断面、管渠の構造及び規格等の基本的事項に基づき、地下水集排水設備の実施設計を行い、工事の発注と施工に必要な設計図書等を作成する。なお、地下水集排水施設は、遮水機能モニタリングの機能をも兼ねるものである。

検討項目は下記のとおりとする。

- (1) 構造仕様、形状・寸法、使用材料の検討
- (2) 平面配置と排水断面の検討
- (3) 各期接続部の検討
- (4) 構造計算の実施
- (5) 実施設計図面の作成
 - ・ 一般構造図
 - ・ 敷設平面図
 - ・ 標準断面図
 - ・ 取合部構造図

(地下水ピット設備)

第 16 条 基本設計で設定した基本的事項に基づき、地下水ピット設備の実施設計を行い、工事の発注と施工に必要な設計図書を作成する。検討項目は、下記のとおりとする。

- (1) 配置、縦断、断面及び構造仕様等の検討
- (2) 構造計算の実施
- (3) 実施設計図面の作成
 - ・ 平面図
 - ・ 断面図
 - ・ 構造図
 - ・ 配筋図

(雨水集排水設備)

第 17 条 基本設計で設定した設備の種類、集排水方法及び計画流量、水路断面等の基本的事項に基づき、雨水集排水設備の実施設計を行い、工事の発注と施工に必要な設計図書を作成する。なお、基本設計時から採用する降雨強度式が異なっていることに留意すること。

検討項目は、下記のとおりとする。

- (1) 配置の検討
- (2) 流量計算及び基本構造の検討（縦断、断面及び構造）
- (3) 接続部の検討
- (4) 実施設計図面の作成
 - ・ 平面図
 - ・ 断面図
 - ・ 構造図
 - ・ 配筋図

(雨水バイパス設備)

第 18 条 基本設計で設定した設備の種類、集排水方法及び計画流量、水路断面等の基本的事項に基づき、雨水バイパス設備の実施設計を行い、工事の発注と施工に必要な設計図書を作成する。なお、基本設計時から採用する降雨強度式が異なっていることに留意すること。

検討項目は、下記のとおりとする。

- (1) 配置の検討
- (2) 流量計算及び構造の検討（縦断、断面、構造）
- (3) 接続部の検討
- (4) 実施設計図面の作成
 - ・ 平面図
 - ・ 断面図
 - ・ 構造図

(防災調整設備)

第19条 基本設計で設定した基本的事項に基づき、防災調整設備の実施設計を行い、工事の発注と施工に必要な設計図書等を作成する。なお、基本設計時から採用する降雨強度式が異なっていることに留意すること。

検討項目は下記のとおりとする。

- (1) 必要容量の検討
- (2) 配置の検討
- (3) 放流設備の検討
- (4) 構造計算の実施
- (5) 実施設計図面の作成
 - ・配置平面図
 - ・一般構造図
 - ・断面図
 - ・配筋図
 - ・詳細図

(埋立ガス処理設備)

第20条 基本設計で設定した基本構造、平面配置等の基本的事項に基づき、埋立ガス処理設備の実施設計を行い、工事の発注と施工に必要な設計図書等を作成する。検討項目は下記のとおりとする。

- (1) 施設配置計算、平面的配置の決定、形状・構造等の検討
- (2) 実施設計図面の作成
 - ・配置平面図
 - ・一般構造図

(場内散水設備)

第21条 基本設計で設定した基本構造、全体配置等の基本的事項に基づき、場内散水設備の実施設計を行い、工事の発注と施工に必要な設計図書等を作成する。検討項目は下記のとおりとする。

- (1) 基本条件の検討（配置、縦断、断面、構造等）
- (2) 実施設計図面の作成
 - ・全体平面図
 - ・縦断図
 - ・配管詳細図
 - ・弁類詳細図
 - ・土木図

(受入計量設備)

第 22 条 基本設計で設定した配置、仕上げ、構造、電気設備等の基本的事項に基づき、受入計量設備の実施設計を行い、工事の発注と施工に必要な設計図書等を作成する。検討項目は下記のとおりとする。なお、受入計量設備は、3期共通とする。

(1) 配置位置の検討

(2) トラックスケールの検討

(3) 実施設計図面の作成

- ・ 建築（総合）実施設計図書
- ・ 建築（構造）実施設計図書
- ・ 電気設備実施設計図書
- ・ 機械設備実施設計図書

※ 国土交通省告示第 15 号 別添一 ニに基づく実施設計に関する標準業務
(概算工事費の検討及び設計意図の伝達業務を除く)

(管理棟・コア倉庫)

第 23 条 基本設計で設定した配置、平面、立面、仕上げ、構造、電気設備、機械設備等に基づき、管理棟及びコア倉庫の実施設計を行い、工事の発注と施工に必要な設計図書等を作成する。検討項目は下記のとおりとする。なお、管理棟は、3期共通とする。

(1) 配置の検討

(2) 駐車台数の検討

(3) 実施設計図面の作成

- ・ 建築（総合）実施設計図書
- ・ 建築（構造）実施設計図書
- ・ 電気設備実施設計図書
- ・ 機械設備実施設計図書

※ 国土交通省告示第 15 号 別添一 ニに基づく実施設計に関する標準業務
(概算工事費の検討及び設計意図の伝達業務を除く)

(管理道路及び場内道路)

第 24 条 基本設計で設定した道路区分等の基本的事項等に基づき、管理道路及び場内道路の実施設計を行い、工事の発注と施工に必要な設計図書等を作成する。検討項目は下記のとおりとする。

(1) 平面、縦断、横断、舗装構成等の検討

(2) 実施設計図面の作成

- ・ 配置平面図
- ・ 道路標準断面図
- ・ 縦断図

(地下水モニタリング設備)

第 25 条 基本設計で設定した配置・数量、深さ等の基本的事項等に基づき、地下水モニタリングの実施設計を行い、工事の発注と施工に必要な設計図書等を作成する。検討項目は下記のとおりとする。

- (1) 平面配置、形状、構造等の検討
- (2) 実施設計図面の作成
 - ・配置平面図
 - ・一般構造図
- (3) モニタリング時の留意事項の整理

(付替河川)

第 26 条 基本設計で設定した基本的事項等に基づき、付替河川の実施設計を行い、工事の発注と施工に必要な設計図書等を作成する。検討項目は下記のとおりとする。

- (1) 河川断面の検討
- (2) 呑口部詳細の検討
- (3) 接続柵の検討
- (4) 管理用道路へのアクセスの検討（配置、構造等）
- (5) 構造計算の実施（付替河川及び橋梁）
- (6) 実施設計図面の作成
 - ・付替河川配置平面図
 - ・付替河川標準縦断図

(分土工)

第 27 条 基本設計で設定した基本的事項等に基づき、分土工の実施設計を行い、工事の発注と施工に必要な設計図書等を作成する。検討項目は下記のとおりとする。

なお、当設備は、今回整備する付替河川工から既存導水管の間を接続するものである。（分水柵 1 基、導水工 L=250m 程度）

- (1) 基本条件の検討（配置、方法、構造等）
- (2) 実施設計図面の作成
 - ・配置平面図
 - ・一般構造図

(洗車設備)

第 28 条 基本設計で設定した基本的事項等に基づき、洗車設備の実施設計を行い、工事の発注と施工に必要な設計図書等を作成する。検討項目は下記のとおりとする。

- (1) 基本条件の検討（配置、方法、構造等）
- (2) 実施設計図面の作成
 - ・配置平面図

- ・一般構造図

(飛散防止設備)

第 29 条 基本設計で設定した基本的事項等に基づき、飛散防止設備の実施設計を行い、工事の発注と施工に必要な設計図書等を作成する。検討項目は下記のとおりとする。

- (1) 基本条件の検討 (配置、構造等)
- (2) 実施設計図面の作成
 - ・配置平面図
 - ・一般構造図

(門・囲障等外構施設)

第 30 条 基本設計で設定した基本的事項等に基づき、門・囲障設備及び外構の実施設計を行い、工事の発注と施工に必要な設計図書等を作成する。検討項目は下記のとおりとする。

- (1) 基本条件の検討 (配置、構造等)
- (2) 実施設計図面の作成
 - ・配置平面図
 - ・一般構造図

(緑地帯)

第 31 条 基本設計で設定した基本的事項等に基づき、搬入口に設置する緑地帯の実施設計を行い、工事の発注と施工に必要な設計図書等を作成する。本業務においては、整地及び必要最低限の緑化に留めることとする。検討項目は下記のとおりとする。

- (1) 基本条件の検討 (配置、面積等)
- (2) 実施設計図面の作成
 - ・配置平面図
 - ・一般構造図

(植栽工)

第 32 条 事業区域内における植栽工の実施設計を行い、工事の発注と施工に必要な設計図書等を作成する。検討項目は下記のとおりとする。

- (1) 基本条件の検討 (配置、方法等)
- (2) 実施設計図面の作成
 - ・配置平面図

(環境保全工)

第 33 条 別途実施中の環境影響評価を踏まえ、環境保全工の実施設計を行い、工事の発注と施工に必要な設計図書等を作成する。発注時には希少動植物の保護区画の創出を想定し

ているが、検討項目の細部については協議によることとする。検討項目は下記のとおりとする。

- (1) 基本条件の検討（配置、方法等）
- (2) 必要な実施設計図面の作成

（覆土材仮置場）

第 34 条 基本設計で設定した基本的事項等に基づき、Ⅰ期埋立前、Ⅱ期埋立前、Ⅲ期埋立前における各覆土材仮置場の実施設計を行い、工事の発注と施工に必要な設計図書等を作成する。検討項目は下記のとおりとする。

- (1) 基本条件の検討（配置、仮置量等）
- (2) 実施設計図面の作成
 - ・配置平面図
 - ・詳細図

（準備工）

第 35 条 実施設計に基づき、伐採、伐根、除草等の実施設計を行い、工事の発注と施工に必要な設計図書等を作成する。検討項目は下記のとおりとする。

- (1) 準備工の内容・方法の検討
- (2) 実施設計図面の作成
 - ・配置平面図
 - ・詳細図

（ユーティリティ）

第 36 条 基本設計で設定した基本的事項等に基づき、下記に示すユーティリティ設備における工事発注と施工に必要な図書を作成する。検討項目は下記のとおりとする。

- (1) 上水道設備
 - ① 取合点及び受水槽設置箇所の検討
 - ② 浸出水処理施設の仕様書への反映
- (2) 浄化槽設備
 - ① 設備仕様の検討
 - ② 配管ルート of 検討
- (3) 電気・通信設備
 - ① 取合点の検討
 - ② 浸出水処理施設の仕様書への反映
- (4) 場内監視設備
 - ① 配置の検討
 - ② 設備仕様の検討

(仮設)

第 37 条 基本設計で設定した基本的事項等に基づき、仮設沈砂池、工事中用道路、濁水処理設備の実施設計を行い、工事の発注と施工に必要な設計図書等を作成する。検討項目は下記のとおりとする。

- (1) 基本条件の検討 (仮設沈砂池、工事中用道路、濁水処理設備)
- (2) 実施設計図面の作成 (仮設沈砂池、工事中用道路)
 - ・ 一般図

(全体工事計画)

第 38 条 最終処分場の整備において必要となる諸手続きや申請期間、関係機関との協議期間、工事期間等について事業スケジュールを作成する。なお、I 期における工事計画には、付替河川工事、管理用道路工事、受入計量設備・管理棟工事を踏まえて、3 期分の全体工事工程を作成すること。また、工事期間等に係る事業スケジュールに関連して、具体的な施工計画についても検討することとする。

(埋立計画)

第 39 条 実施設計図に基づき、各期埋立開始から埋立終了までの基本的な埋立計画を立案する。

- (1) 埋立方法に係る基本方針の検討
- (2) 各期埋立用道路の検討
- (2) 実施設計図面の作成
 - ・ 埋立計画平面図
 - ・ 埋立計画縦断図
 - ・ 埋立用道路平面図
 - ・ 埋立用道路標準断面図
 - ・ 埋立用道路縦断図

(数量及び概算工事費の算出)

第 40 条 実施設計図の内容を踏まえて数量計算を行い、概算工事費を算定する。概算工事費の算定に当たり、土木工事に関しては「国土交通省土木工事標準積算基準書」に準じ、建築工事に関しては「岩手県 公共建築工事積算基準等 (県土整備部)」に準じるものとする。

遮水シート、漏水検知システム及び浸出水処理施設工事に関する工事費については、第 11 条遮水工及び第 13 条浸出水処理施設における見積設計図書から取りまとめる。また、受入計量設備及び管理棟等における建築物の積算に当たっては、一般財団法人 建築コスト管理システム研究所が提供する R I B C 2 を使用するものとする。

- (1) 土木積算
 - ・ 数量計算書の作成

- ・内訳表（代価表を含む）の作成
- ・見積徴収及び見積比較表の作成

（２）建築積算

- ・積算数量算出書（積算数量調書を含む）の作成
- ・複合単価等資料（代価表・別紙明細を含む）の作成
- ・見積徴収及び見積比較表の作成

（３）電気設備積算

- ・積算数量算出書（積算数量調書を含む）の作成
- ・複合単価等資料（代価表・別紙明細を含む）の作成
- ・見積徴収及び見積比較表の作成

（４）機械設備積算

- ・積算数量算出書（積算数量調書を含む）の作成
- ・複合単価等資料（代価表・別紙明細を含む）の作成
- ・見積徴収及び見積比較表の作成

（特記仕様書の作成）

第 41 条 最終処分場整備事業全体の特記仕様書（案）を作成する。特記仕様書（案）の作成にあたっては、各工事の内容や別途実施されている環境影響評価結果を十分理解した上で、必要となる材料の種類、規格、試験、基準、施工に関する必要事項や配慮事項について取りまとめる。なお、本項目には遮水シート、漏水検知システム及び浸出水処理施設の発注仕様書は含まない。

（関係機関との各種協議資料・許可申請書作成）

第 42 条 各関係機関への協議資料及び申請書等の作成を行う。

- （１）林地開発許可申請（事前の協議対応を含む。）
- （２）産業廃棄物処理施設設置許可協議書案
（産業廃棄物処理施設等設置等事前協議の対応を含む。）
- （３）建築物に対する計画通知申請手続き（申請に伴う申請手数料は含まない）
 - ・建築（総合）計画通知申請図書の作成
 - ・建築（構造）計画通知申請図書の作成
 - ・電気設備計画申請図書の作成
 - ・機械設備申請図書の作成
- （４）河川協議資料
- （５）農地転用協議資料
- （６）内部協議資料

（鳥瞰図の作成）

第 43 条 実施設計図に基づき、以下の鳥瞰図を作成する。なお、ベースとなる写真は航空写真とし、発注者より受注者へ提供するものとするが、使用する写真は協議して決定する。

- (1) I 期埋立開始前
- (2) II 期埋立開始前
- (3) III 期埋立開始前
- (4) III 期埋立終了後

(工事発注方法の検討)

第 44 条 最終処分場における埋立地、受入計量設備・管理棟、浸出水処理施設等の性格を勘案し、一括発注又は分割発注などの特徴や課題等を取りまとめる。

(打合せ協議)

第 45 条 打合せ協議は、初回、中間時、及び最終時の計 20 回とするが、必要に応じて、設計条件設定時、実施設計図作成時等の各作業の節目の段階において随時追加する。

- (1) 業務着手時
- (2) 中間打合せ 18 回
- (3) 成果品納入

(照査)

第 46 条 実施設計について照査を実施し、業務完了時に照査報告書として提出すること。

(報告書作成)

第 47 条 実施設計の結果をもとに報告書を作成する。

【第3章 地質調査業務】

(調査業務)

第48条 地質調査業務

(1) 一般調査

① 機械ボーリング (φ86mm) N=9本

・オールコアボーリング

(粘性土・シルト L=38m、砂・砂質土 L=24m、礫混じり土砂 L=7m、軟岩 L=66m)

② サンプルング N=4本

・シンウォールサンプルング

③ 標準貫入試験 N=135回

(粘性土・シルト N=38回、砂・砂質土 N=24回、礫混じり土砂 N=7回、軟岩 N=66回)

④ 室内土質試験

・土粒子の密度試験 N=22 試料

・土の含水比試験 N=22 試料

・土の粒度試験 (沈降+フル分析) N=22 試料

・土の湿潤密度試験 N= 4 試料

・土の液性限界試験 N=22 試料

・土の塑性限界試験 N=22 試料

・土の圧密試験 N= 4 試料

・三軸圧縮試験 N= 4 試料

・突き固めによる土の締固め試験 N=18 試料

・土の透水試験 N=18 試料

⑤ 総合解析—解析等調査

・資料整理とりまとめ N=1 業務

・断面図等の作成 N=1 業務

(2) 解析等調査

① 解析等調査

・資料整理取りまとめ N=1 業務

・断面図等の作成 N=1 業務

・総合解析取りまとめ N=1 業務

【第4章 その他】

(管理技術者及び照査技術者)

第49条

(1) 管理技術者

設計業務等委託契約書第10条で定める管理技術者は、次に掲げる基準を満たす者であること。なお、以下の資格を併せ持つ者に限り、同一の者を配置することができる。

① 次のいずれかの資格を有すること。(実施設計業務(受付計量設備、管理棟・コア倉庫除く))

ア 技術士・総合技術監理部門(衛生工学-廃棄物管理)

イ 技術士・衛生工学部門(廃棄物管理)

② 次の資格を有すること。(実施設計業務(受付計量設備、管理棟・コア倉庫))

ア 一級建築士

③ 次のいずれかの資格を有すること。(地質調査業務)

ア 技術士・総合技術監理部門(応用理学-地質)

イ 技術士・応用理学部門(地質)

ウ 技術士・総合技術監理部門(建設-土質及び基礎)

エ 技術士・建設部門(土質及び基礎)

(2) 照査技術者

設計業務等委託契約書附属条件第11条で定める照査技術者は、次に掲げるいずれかの基準を満たす者であること。なお、管理技術者と照査技術者は兼務できない。

① 次のいずれかの資格を有すること。(実施設計業務(受付計量設備、管理棟・コア倉庫除く))

ア 技術士・総合技術監理部門(衛生工学-廃棄物管理)

イ 技術士・衛生工学部門(廃棄物管理)

② 次の資格を有すること。(実施設計業務(受付計量設備、管理棟・コア倉庫))

ア 一級建築士

(貸与資料)

第50条 業務に必要な資料は、協議の上発注者から貸与するものとする。資料の貸与にあたっては、資料借用書を提出しなければならない。

(疑義)

第51条 業務の遂行にあたり疑義が生じた場合、速やかに発注者へ報告し、発注者・受注者協議のうえ決定するものとする。

(成果品)

第52条 成果品は、以下のとおりとする。なお、本業務委託は電子納品対象業務であり、電子成果品は、岩手県電子納品ガイドライン及び国の要領等に基づいて作成すること。

電子納品特記仕様書〔業務〕

1 適用

本業務は、電子納品の対象業務とする。

電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、岩手県電子納品ガイドライン（以下、「岩手県ガイドライン」という。）及び国が策定している電子納品要領・基準等（以下「国の要領等」という。）に基づいて作成した電子データを指す。

2 電子納品実施区分

本業務における電子納品の実施区分は、次のとおりとする。

- | |
|--|
| <p>(○) 本業務は、電子納品を「義務」として実施する。</p> <p>() 本業務は、電子納品の実施を受発注者間の「協議」により決定する。</p> |
|--|

※いずれかに「○」を記入すること

3 電子納品対象書類

〔土木、農業農村整備、治山林道、水産、企業局関係〕

本業務において、電子納品対象書類を「義務」又は「協議」とする区分は、下表のとおりとする。

フォルダー	書類名	作成者		備考
		発注者	受注者	
REPORT	報告書		○	
DRAWING	図面		○	
PHOTO	写真		○	
SURVEY	測量		○	
BORING	地質		○	

※ 作成者欄の「○」は義務を示す。

※ 上記以外の書類については、受発注者間の協議によって決定する。

※ 岩手県ガイドラインで定めているものの他に、電子納品が必要な書類がある場合は、上表に記載すること。

4 電子成果品は、岩手県ガイドライン及び国の要領等に基づいて作成し、電子媒体 (CD-R) で 2 部提出すること。

5 電子成果品を提出する際は、電子納品チェックシステム・SXF ブラウザ等による成果品のチェックを行い、エラーがないことを確認するとともに、確実にウイルスチェックを実施したうえで提出すること。

6 電子成果品を提出する際には、「電子媒体納品書」を作成し、電子媒体と併せて提出すること。

電子媒体納品書〔業務〕

平成 年 月 日

様

受注者
住 所
氏 名

管理技術者氏名

印

下記のとおり電子媒体を納品します

記

業務名				TECRIS 登録番号	
電子媒体の種類	規格	単位	数量	納品年月	備考
CD-R	ISO9660 (レベル 1)	部		平成 年 月	

〔備考〕

- 電子納品チェックシステムによるチェック
 - ・電子チェックシステムのバージョン：__ . __ . __
 - ・チェック実施年月日：平成__年__月__日

- CD-R が複数となる場合のそれぞれの内容
 - ・1/○：__
 - ・2/○：__